

法改正 情報	2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の教科書
-------------------	--

10271

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
安衛	Part1 158 (40)	欄外 参考※1 本文	移動式ボイラー、移動式クレーン及びゴンドラである。	移動式ボイラー、 <u>移動式第一種圧力容器</u> 、移動式クレーン及びゴンドラである。
	Part1 159 (41)	【検査及び検査証の交付等のまとめ】の表を以下の内容に変更してください。		

特定機械等		都道府県労働局長	登録製造時等検査機関	労働基準監督署長		
		製造時等検査	製造時等検査	落成検査	変更検査	使用再開検査
移動式	移動式ボイラー	△	⊗	×	裏	裏
	<u>移動式第一種圧力容器</u>	△	⊗		裏	裏
	移動式クレーン	⊗	×		裏	裏
	ゴンドラ	⊗			裏	裏
移動式以外	ボイラー (移動式を除く。)	△	○	⊗	裏	裏
	<u>第一種圧力容器 (移動式を除く。)</u>	△	○	⊗	裏	裏
	クレーン (移動式を除く。)	×		⊗	裏	裏
	デリック			⊗	裏	裏
	エレベーター			⊗	裏	裏
	建設用リフト			⊗	裏	×

以 上

法改正 情報	2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の教科書
-----------	--------------------------------

10271

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	Part1 244 (46)	2 本文 3 行目	171,650円	<u>172,550円</u>
		2 本文 4 行目	85,780円	<u>86,280円</u>
		最終行	75,290円	<u>77,890円</u>
			37,600	<u>38,900</u>
	Part1 245 (47)	表中	171,650円	<u>172,550円</u>
			85,780円	<u>86,280円</u>
			75,290円	<u>77,890円</u>
			37,600円	<u>38,900円</u>
		欄外 参考※4 本文 3 行目	171,650円	<u>172,550円</u>
		欄外 参考※4 本文 12・19行目	75,290円	<u>77,890円</u>
	Part1 271 (73)	欄外 語句※3 本文 4 行目	14,000	<u>15,000</u>
		欄外 語句※4 本文 5 行目	13,000円	<u>11,000円</u>
労一	Part1 554 (90)	「試験対策」 の上の表	③を下記の内容に変更してください。 対象障害者である短時間労働者は、その1人をもって0.5人の対象障害者とみなす。ただし、精神障害者である短時間労働者は、当分の間、1人の対象障害者とみなす	
		欄外 参考※2	すべて削除してください。	

科目	P	行等	改正前	改正後
労一	Part1 556 (92)	欄外 語句※1 最終行	27,000円	<u>29,000円</u>
健保	Part2 58 (58)	欄外 発展※1 本文 1～5行目	令和3年9月30日における協会管掌健康保険の被保険者の標準報酬月額 の平均額は295,135円であった	令和4年9月30日における協会管掌健康保険の被保険者の標準報酬月額 の平均額は <u>299,755円</u> であった
	Part2 104 (104)	欄外 参考※1 本文	最も高いのが佐賀県で1000分の110.0、最も低いのが新潟県で1000分の95.1となっている（協会公告）。	最も高いのが佐賀県で1000分の105.1、最も低いのが新潟県で1000分の <u>93.3</u> となっている（協会公告）。
	Part2 107 (107)	下から 2行目～ 最終行	現在1000分の34.3です。	現在1000分の <u>35.7</u> です。
	Part2 108 (108)	欄外 発展※1 本文	現在1000分の16.4となっている（協会公告）。	現在1000分の <u>18.2</u> となっている（協会公告）。
	Part2 121 (121)	④①	表を 健保別紙 の内容に変更してください。	
	Part2 133 (133)	欄外 参考※1 本文 5行目	証明書を	証明書等を

健保別紙

等 級	標準賃金月額	保険料額	被保険者負担額	事業主負担額
第1級	3,000円	450円	175円	275円
第2級	4,400円	680円	260円	420円
第3級	5,750円	880円	335円	545円
第4級	7,250円	1,110円	425円	685円
第5級	8,750円	1,350円	515円	835円
第6級	10,750円	1,660円	635円	1,025円
第7級	13,250円	2,040円	780円	1,260円
第8級	15,750円	2,430円	930円	1,500円
第9級	18,250円	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	21,250円	3,280円	1,255円	2,025円
第11級	24,750円	3,820円	1,460円	2,360円

科目	P	行等	改正前	改正後
国年	Part2 181 (35)	欄外 参考※6 下から 10行目	失業に	失業等（失業又は事業の廃止若しくは休止をいう。）に
	Part2 248 (102)	2行目	令和4年度は0.996	令和5年度は新規裁定者1.018、既裁定者1.015
厚年	Part2 320 (48)	1本文 5行目	47万円	48万円
		1図中	47万円	48万円
		2本文 1行目	47万円	48万円
		2図中	47万円	48万円
		3本文 2行目	47万円	48万円
		欄外 参考※3 表題	「47万円」	「48万円」
		欄外 参考※3 本文 1行目	「47万円」	「48万円」
	Part2 321 (49)	図中	47万円	48万円
	Part2 334 (62)	1本文 下から 2行目	47万円	48万円
		1図中	47万円	48万円
		2本文 1行目	47万円	48万円
		2図中	47万円	48万円
	Part2 335 (63)	1行目	47万円	48万円
		図中	47万円	48万円
	Part2 340 (68)	【○×チェック】7 2行目	47万円	48万円

科目	P	行等	改正前	改正後
社一	Part2 489 (81)	欄外 参考※3 下から 3～2行目	令和4年度は、それぞれ「5,020円」 「6,275円」	令和5年度は、それぞれ「 <u>5,140円</u> 」 「 <u>6,425円</u> 」

以 上

法改正 情報	2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の教科書
-------------------	------------------------------------

10271

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	Part1 211 (13)	下から 4～3行目	心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは <u>解離性大動脈瘤</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病	心停止（心臓性突然死を含む。）、 <u>重篤な心不全</u> 若しくは <u>大動脈解離</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病
	Part1 219 (21)	【 ○×チェック 】 2 下から 2～1行目	心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは <u>解離性大動脈瘤</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病	心停止（心臓性突然死を含む。）、 <u>重篤な心不全</u> 若しくは <u>大動脈解離</u> 又はこれらの疾病に付随する疾病

以 上

法改正 情報

2023 年度版 みんなが欲しかった！ 社労士の教科書

10271

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労基	Part1 38 (38)	<2. 一定の賃金について確実な支払の方法で一定のものによる場合>の表中①	賃金及び退職手当の支払について、労働者が指定する銀行、郵便局等の金融機関に対する当該労働者の預金若しくは貯金への振込み、又は、労働者が指定する金融商品取引業者（第1種金融商品取引業を行う者に限る）に対する当該労働者の預り金（所定の要件を満たすものに限る）への払込みによること（則7の2-I II）	賃金（退職手当を含み、以下同じ）の支払について、①労働者が指定する銀行、郵便局等の金融機関に対する当該労働者の預金若しくは貯金への振込み、②労働者が指定する金融商品取引業者（第1種金融商品取引業を行う者に限る）に対する当該労働者の預り金（所定の要件を満たすものに限る）への払込み、又は、③資金決済法に規定する第2種資金移動業を営む同法に規定する資金移動業者であって、所定の要件※^aを満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（指定資金移動業者）のうち当該労働者が指定するものの第2種資金移動業に係る口座への資金移動（いわゆる賃金のデジタル払い）によること（③による場合には、当該労働者が①又は②に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようになるとともに、当該労働者に対し、資金移動業者が満たすべき所定の要件の一部について説明※^aした上で、当該労働者の同意を得なければならない）（則7の2-I ~ III）
		欄外 過去問※3 の下	労基別紙 の内容を追加してください。	

労基別紙

参考※ a

資金移動業者が満たすべき所定の要件等とは？

①賃金の支払に係る資金移動を行う口座（以下単に「口座」という。）について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が**100万円を超えることがない**ようにするための措置又は当該額が100万円を超えた場合に当該額を速やかに100万円以下とするための措置を講じていること／②破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の**全額**を速やかに当該労働者に**弁済することを保証**する仕組みを有していること／③口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該**損失を補償**する仕組みを有していること／④口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から**少なくとも10年間は**、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること／⑤口座への資金移動が**1円単位**でできるための措置を講じていること／⑥口座への資金移動に係る額の受取について、**現金自動支払機**を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により**1円単位**で当該受取ができるための措置及び**少なくとも毎月1回は**当該方法に係る**手数料その他の費用を負担することなく**当該受取ができるための措置を講じていること／⑦賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に**報告**できる体制を有すること／⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。なお、これらの要件のうち、**労働者に説明**しなければならないものは、①から⑥までである（則7の2-Ⅲ）

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	Part1 324 (34)	①の本文 5～6行目	雇用保険 受給資格者証 を交付	雇用保険 受給資格者証 （又は雇用保険 受給資格通知※a ）を交付
		①の図中	受給資格者証の交付	受給資格者証（又は受給資格通知）の交付
		欄外 参考※1 の下	雇用別紙1 の内容を追加してください。	

雇用別紙1

参考※ a

受給資格通知が交付される者は？

離職票を提出する際の本人確認において**個人番号カード**（マイナンバーカード）を提示した者であって、**受給資格通知**の交付を**希望**するものである。なお、受給資格通知とは、当該者の氏名、被保険者番号、性別、生年月日、離職理由、基本手当日額、所定給付日数、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう（則19-Ⅲ）。

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	Part1 324 (34)	②の本文 3行目	受給資格者証を添えて提出し、	受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 個人番号カード を提示して）提出し、
		②の図中	失業認定申告書・受給資格者証の提出	失業認定申告書の提出・受給資格者証の提出（又は 個人番号カード の提示）
			受給資格者証の返付	受給資格者証の返付（又は受給資格通知の交付）
	Part1 326 (36)	③の本文 6行目	受給資格者証に添えて提出する	受給資格者証に添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 個人番号カード を提示して）提出する
	Part1 335 (45)	欄外 発展※4 下から 8～3行目	受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合には、 離職票 ）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出	受給資格者証〔受給資格者証の交付を受けていない場合（受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）には、 離職票 〕を添えて（当該申出を行う者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 個人番号カード を提示して）管轄公共職業安定所の長に提出
	Part1 336 (46)	欄外 参考※2 下から 8～3行目	受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合には、 離職票 ）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出	受給資格者証〔受給資格者証の交付を受けていない場合（受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）には、 離職票 〕を添えて（当該申出を行う者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 個人番号カード を提示して）管轄公共職業安定所の長に提出
	Part1 344 (54)	下から 2～1行目	受給資格者証を添えて提出しなければ	受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 個人番号カード を提示して）提出しなければ
	Part1 354 (64)	③の本文 2～3行目	原則として受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 個人番号カード を提示して）管轄公共職業安定所の長に提出

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	Part1 356 (66)	③の本文 3～4行目	原則として受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 <u>個人番号カードを提示して</u> ）管轄公共職業安定所の長に提出
	Part1 357 (67)	③の本文 4～5行目	原則として受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、 <u>個人番号カードを提示して</u> ）管轄公共職業安定所の長に提出
	Part1 359 (69)	③の本文 3～6行目	原則として受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳（以下、 Section 7 において「受給資格者証等」といいます。）を添えて管轄公共職業安定所の長	原則として受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳（以下、 Section 7 において「受給資格者証等」といいます。）を添えて（ <u>受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して</u> ）管轄公共職業安定所の長
	Part1 360 (70)	②の本文 2～3行目	原則として受給資格者証等を添えて管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証等を添えて（ <u>受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して</u> ）管轄公共職業安定所の長に提出
	Part1 361 (71)	①②の本文 4～5行目	原則として受給資格者証等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証等を添えて（ <u>受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して</u> ）、管轄公共職業安定所の長に提出

科目	P	行等	改正前	改正後
雇用	Part1 362 (72)	2 2 の本文 4～5行目	原則として受給資格者証等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証等を添えて <u>(受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して)</u> 、管轄公共職業安定所の長に提出
		3 2 の本文 4～5行目	原則として受給資格者証等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出	原則として受給資格者証等を添えて <u>(受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあっては、個人番号カードを提示して)</u> 、管轄公共職業安定所の長に提出
	Part1 391 (101)	2 の表	雇用別紙2 の内容に変更してください。	

雇用別紙2

事業の種類	雇用保険率	失業等給付分	育児休業給付分	二事業分
一般の事業	1000分の15.5	1000分の8	1000分の4	1000分の3.5
農林水産・清酒製造業	1000分の17.5	1000分の10	1000分の4	1000分の3.5
建設業	1000分の18.5	1000分の10	1000分の4	1000分の4.5

注) 就職支援法事業については、「失業等給付分」に含まれる。

科目	P	行等	改正前	改正後
徴収	Part1 420 (24)	4 2	徴収別紙1 の内容を追加してください。	
	Part1 452 (56)	4 2 1	徴収別紙2 の内容を追加してください。	

【労働保険徴収法：補足】

令和5年度の雇用保険率は以下 **徴収別紙1・2** のとおりとなりますが、令和4年度の雇用保険率は現に教科書に記載のあるとおりです。したがって、「令和4年度の確定保険料」額を計算する際には、現に教科書に記載のある雇用保険率を使用しますので、ご注意ください。

徴収別紙1

令和5年度の雇用保険率は、次のように定められています。

種類	令和5年度
一般の事業 H26-災10B	1000分の 15.5
農林水産業・清酒製造業	1000分の 17.5
建設業 H30-雇8D	1000分の 18.5

注）農林水産業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業（①牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業、②園芸サービスの事業、③内水面養殖の事業、④一定の漁船に乗り組むための船員が雇用される事業）の雇用保険率は、**一般の事業**と同様である（H28厚労告427号）。

徴収別紙2

【令和5年度】

事業の種類	雇用保険率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	1000分の 15.5	1000分の 9.5	1000分の 6
	（失業等給付分 1000分の8）	（1000分の4）	（1000分の4）
	（育児休業給付分 1000分の4）	（1000分の2）	（1000分の2）
	（二事業分 1000分の3.5）	（1000分の3.5）	—
農林水産・清酒製造業	1000分の 17.5	1000分の 10.5	1000分の 7
	（失業等給付分 1000分の10）	（1000分の5）	（1000分の5）
	（育児休業給付分 1000分の4）	（1000分の2）	（1000分の2）
	（二事業分 1000分の3.5）	（1000分の3.5）	—
建設業	1000分の 18.5	1000分の 11.5	1000分の 7
	（失業等給付分 1000分の10）	（1000分の5）	（1000分の5）
	（育児休業給付分 1000分の4）	（1000分の2）	（1000分の2）
	（二事業分 1000分の4.5）	（1000分の4.5）	—

注）就職支援法事業については、「失業等給付分」に含まれる。

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 94 (94)	1 行目	40万 8 千円	<u>48</u> 万 8 千円
		欄外 発展※1 下から 2 行目	42万円	<u>50</u> 万円

以 上